

「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けた内航アクションプラン

様式【荷主事業者用】

企業名	所在地	ホームページURL

最終更新日

【法令で義務付けられている項目】

No.	取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	取組について検討中	取組項目で具体的に実施している内容／取組項目に代えて実施している取組	全く実施していない又は1年以内に実施予定が無い場合は、当該項目を実施していない理由
1	・内航海運業に係る業務に関して契約を締結したときは、当該契約の相手方との間で、契約の書面化を実施している。 ※オンライン(メール等)やCD-R等の記録メディアによる提供も含む。	○					
2	・契約内容は曖昧にせず出来るだけ具体的に、役務の範囲(役割分担)やその費用負担について、契約書等で具体的に明記している。						
3	・常にオペレーターの法令遵守に配慮している。						

【ガイドラインで推奨されている項目】

No.	取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	取組について検討中	取組項目で具体的に実施している内容／取組項目に代えて実施している取組	全く実施していない又は1年以内に実施予定が無い場合は、当該項目を実施していない理由
4	・運賃等は一方的に通知するのではなく相手方の意見を聴く機会を設ける、市況や今後の見通しについて十分な説明を行う、原価計算に基づく見積書等を用いた協議を行う等、丁寧な協議等を実施することで決定している。※「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」p7参照						
5	・オペレーターが船員の働き方改革に配慮した運航計画を作成できるよう、内航海運事業者やオペレーター等の契約先からの情報提供や要請等を踏まえ、余裕をもったスケジュールで輸送の発注を行っている。※「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」p10参照						
6	・定期的に内航海運業者と意見交換の場を設け、安定輸送に向けた問題意識の共有をしている。※「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」p12参照						
7	・船員の労働時間が、上限(1日当たり14時間、1週間当たり72時間)を超えないよう、都度その原因について内航海運業者やオペレーター等の契約先からの情報提供や要請等を踏まえ、内航海運業者と協議をしている。※「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」p14参照						

【生産性向上や業務効率化等に資する独自の取組】

生産性向上・業務効率化に係る取組に関する取組

記載例)

- ・荷役効率が上げるため、荷姿を●●にした。
- ・貨物の油などが漏れにくいよう梱包を●●に変更した
- ・直前の運航計画の変更を発生させないよう、●日前までには荷造りを終了させている。
- ・内航海運事業者との間で、作業効率化のために必要なソフトウェアの導入、作業手順の見直しについて検討をしている。
- ・船員の荷役待機時間が短縮されるよう、内航海運事業者やオペレーター等の契約先からの情報提供や要請等を踏まえ、配慮をしている（例：早めに見込みの待機時間を伝える等）。 等

【問い合わせ先】

国土交通省海事局内航課

TEL：03-5253-8111（内線43-464、43-463）

03-5253-8627（直通）